

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・身体障害者福祉法に基づく医師の指定	障 害 福 祉 課
・長崎県知事管理漁獲可能量の変更	漁 業 振 興 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生(3件)	〃
・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	水 産 経 営 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
・使用料徴収事務の委託	漁 港 漁 場 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(3件)	〃
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・公募型プロポーザルの実施	建 築 課
◎ 公安委員会告示	
・駐車監視員資格者講習の実施	交 通 指 導 課

告 示

長崎県告示第395号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	平山 航輔	脳神経外科	長崎県島原病院	島原市下川尻町7895番地	令和4年6月1日
2	森 英毅	内科	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	大村市久原2丁目1001-1	令和4年6月1日
3	荒木 杏平	泌尿器科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和4年6月1日

長崎県告示第396号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和4年長崎県告示第367号）の一部を次のとおり変更し、令和4年6月7日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>886.900トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>184.600トン</u> 【するめいか】 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>886.300トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>184.600トン</u> 【するめいか】 現行水準
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>46.551</u> <u>トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>825.877</u> <u>トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 54.775 トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 126.998 トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>46.517</u> <u>トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>825.311</u> <u>トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 54.775 トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 126.998 トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準

長崎県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

琴海町村松加入区

長崎県告示第398号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

郷ノ浦町加入区

長崎県告示第399号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

鴨居瀬加入区

長崎県告示第400号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中豊玉町第4加入区の次に次のように加える。

豊玉町第5加入区	豊玉町漁業協同組合の地区のうち旧対馬浅海漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業
----------	-------------------------------	----------

長崎県告示第401号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
豊玉町第2加入区	旧唐崎漁業協同組合の区域の小型合併漁業

長崎県告示第402号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎漁港漁港施設における使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年3月14日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎市興善町2番24号
氏名 株式会社ふよう長崎 代表取締役 田口 克己
- 3 委託事務
長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）別表第1の4の項に規定する駐車場駐車料の徴収事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キャロットガーデン大村

長崎県大村市富の原二丁目700番2 外14筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

株式会社サンドラック 代表取締役 才津 達郎

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

外2店

(変更後)

株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方 宏司

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

外2店

(4) 変更の年月日

令和元年5月1日

2 届出年月日

令和4年5月23日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス日野店

長崎県佐世保市日野町1938-1 他

2 届出の概要

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻に関する届出事項の変更

②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス中里店
長崎県佐世保市上本山町869-1 外4筆
- 2 届出の概要
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻に関する届出事項の変更
②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス鹿町店
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦259番1 他
- 2 届出の概要
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻に関する届出事項の変更
②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宇久土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 内 安 生	佐世保市宇久町本飯良912番地	山 内 安 生	佐世保市宇久町本飯良912番地
里 村 敏	佐世保市宇久町木場347番地	鬼 塚 素 直	佐世保市宇久町木場349番地2
山 口 武 夫	佐世保市宇久町木場972番地	岩 本 敏 廣	佐世保市宇久町木場985番地
田 口 広 一	佐世保市宇久町大久保620番地2	岩 本 繁 仁	佐世保市宇久町大久保585番地
川 口 孝 行	佐世保市宇久町本飯良1040番地	宮 崎 勝 美	佐世保市宇久町本飯良1854番地
種 村 久 敏	佐世保市宇久町飯良1133番地1	大 岩 増 雄	佐世保市宇久町飯良1169番地
山 田 栄 満	佐世保市宇久町神浦2205番地	金 井 敏 明	佐世保市宇久町飯良2609番地
花 山 清 敏	佐世保市宇久町神浦1947番地1	吉 村 秀 信	佐世保市宇久町神浦2039番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
入 山 千 秋	佐世保市宇久町木場1344番地第1	高 松 福 徳	佐世保市宇久町神浦1400番地1
大 森 武 雄	佐世保市宇久町飯良1213番地	亀 山 政 吉	佐世保市宇久町大久保630番地
柄 本 富美雄	佐世保市宇久町平2537番地2	菅 弘 一	佐世保市宇久町平266番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月26日総会議決）を認可した。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 湯江土地改良区
認可年月日 令和4年5月26日

公募型プロポーザルの実施（公告）

新佐世保警察署（仮称）建設工事に係る設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和4年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

(1) 業務名称 新佐世保警察署（仮称）建設工事に係る設計業務

- (2) 業務種別 基本設計及び実施設計
- (3) 業務場所 長崎県佐世保市花園町
- (4) 履行期間 契約日から令和5年12月18日限り
- (5) 業務規模 プロポーザル説明書（Ⅰ プロポーザル要項 Ⅱ 業務規模）に示す規模とする。

2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する設計共同企業体（以下「設計JV」という。）とする。

(1) 設計JVに関する要件

- ① 構成員数は、3者とする。
- ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計JVの構成員及び協力事務所を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率は、10%以上とする。

(2) すべての構成員に関する要件

- ① 「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53年長崎県告示第975号）第2により入札参加資格者名簿（有効期限：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）において、コンサルタント登録の業種に建築士事務所（一級）として掲載している者であること。なお、入札参加資格を有しない者で、プロポーザル参加を希望する者は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出し、参加表明書の提出期限までに競争参加資格の確認を受けなければならない。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限の日以前6か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑤ 見積執行日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

(3) 代表構成員に関する要件

① 企業の業務実績に関する条件

平成19年6月1日から令和4年5月31日までに業務が完了した延床面積が5,000㎡以上の庁舎（警察署及び警察本部を含む。）又は事務所の新築、増築又は改築（増築及び改築の場合は、増築及び改築部分の延床面積）に係る設計業務（設計意図伝達業務（平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第三号による。以下同様とする。）を除く。）を元請けとして行った実績を有すること（設計JVによる実績は、出資比率30%以上の実績又は出資比率20%以上30%未満の場合は2回以上の実績に限る。）。なお、実績には国外に設置された庁舎又は事務所の設計業務で同等と認められるものを含む。

② 配置予定技術者に関する条件

平成19年6月1日から令和4年5月31日までに業務が完了した延床面積が5,000㎡以上の庁舎（警察署及び警察本部を含む。）又は事務所の新築、増築又は改築（増築及び改築の場合は、増築及び改築部分の延床面積）に係る設計業務（設計意図伝達業務を除く。）を元請けとして行った実績（当該設計業務の契約期間のうち、過半の期間において設計業務に携わった者に限る。）を有する一級建築士を管理技術者として配置すること（設計JVによる実績は、出資比率30%以上の実績又は出資比率20%以上30%未満の場合は2回以上の実績に限る。）。なお、実績には国外に設置された庁舎又は事務所の設計業務で同等と認められるものを含む。

③ 出資比率に関する条件

設計JVにおける出資比率は、その他の構成員の出資比率を上回ること。

3 審査

(1) 審査方法

審査は、新佐世保警察署（仮称）建設工事に係る設計プロポーザル審査委員会において行う。審査委員の氏名は、プロポーザル説明書に記載する。

① 一次審査

設計J Vからの参加表明書に基づき、下記の審査基準により優秀な参加者を5者程度選定する。実施時期は、令和4年7月上旬を予定しており、選定結果は審査後1週間以内に文書で通知する。

選定された参加者に対しては、技術提案書の提出の要請を行い、ヒアリングの実施を通知する。

② 二次審査

7(3)の期間に提出された見積額、技術提案書及びヒアリングの結果に基づき、下記の審査基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。実施時期は、令和4年9月中旬を予定しており、特定結果は審査後1週間以内に文書で通知する。

(2) 審査基準

① 一次審査（評価項目及び配点等）

下表の各評価項目に対応する評価事項に対する各審査点を合計したものを一次審査の評価点とする。なお、評価点は、各委員の各審査点の合計の平均値（小数第2位を切り捨て、二次審査も同様）とする。

評価項目		評価事項	配点
事務所の体制、実績 （基礎的審査）	組織体制	事務所及び協力事務所の有資格者数を評価	30点
	業務実績	同種・類似業務の実績件数を評価	20点
技術者の経験等 （基礎的審査）	管理技術者	経験年数、同種・類似業務の実績件数、受賞歴を評価	20点
	主任技術者	資格・経験年数、同種・類似業務の実績件数、受賞歴を評価	30点
事務所の実績 （専門的審査）	同種・類似業務実績	設計した建物の設計理念に基づく業務の成果が優れているかを評価	30点
	事務所の業務実績	新佐世保警察署（仮称）の設計業務に活かせる業務の成果は優れているかを評価	20点
業務の実施方針 （専門的審査）	業務の実施方針	新佐世保警察署（仮称）及び業務範囲区域全体の整備に対する考え方を評価	100点
		業務を実施するために組織する体制を総合的に評価	25点
		手持ち設計量も勘案し、作業スケジュールを総合的に評価	25点
一次審査の評価点			300点

② 二次審査（評価項目及び配点等）

下表の各評価項目に対応する評価事項に対する各審査点を合計したものを見積額及び技術提案書（ヒアリング結果も考慮）の評価点とし、これに一次審査の評価点を加えたものを二次審査の評価点とする。

また、二次審査の上位の提案者の評価点が僅差の場合の取扱いは、プロポーザル説明書（Iプロポーザル要項8その他(7)二次審査における僅差の場合の取扱い）によるものとする。

評価項目		評価事項	配点	
見積額 （客観的審査）	見積書	本設計業務を実施するうえでの見積額の多寡を評価	50点	
技術提案書 （専門的審査）	特定テーマ	警察業務の特殊性を考慮した施設計画の考え方	・提案内容の独創性、独自性や魅力 ・所定の施設計画としての妥当性、現実性、技術的信頼性など （提案者の企画力、技術力等を総合的に評価）	
		治安維持の要となる活動拠点としての施設計画の考え方		150点
		庁舎デザインの考え方		100点

	脱炭素社会の実現・地球温暖化対策の考え方	100点
	ライフサイクルコストの低減についての考え方	50点
見積額及び技術提案書の評価点		600点

4 契約の締結

最も優れた提案者と本設計業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。その提案者との契約が成立しない場合は、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

実施時期は、令和4年9月下旬の予定。

5 関係資料の配布期間、場所及び方法

(1) 公告及びプロポーザル説明書は、下記に示す長崎県のホームページに掲載する。

ホームページアドレス：

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/test-kokyo-jigyo-machidukuri-bunrui/index.html>

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(2) 公告、プロポーザル説明書及び技術資料のデータをCD-ROMにより、①に定める期間、②に定める場所で配布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、書留により、②宛てに返信用封筒（定形外角2の大きさのもので、645円の切手を貼り付けたもの。）を同封して請求すること。

① 期 間 令和4年6月7日（火）から令和4年6月23日（木）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 場 所 長崎県土木部建築課計画指導班

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話095-894-3095 FAX 095-827-3367

6 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は、到着を確認すること。

(2) 提出先 5(2)②に同じ。

(3) 提出期間 令和4年6月22日（水）から令和4年6月24日（金）までの午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

7 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は、到着を確認すること。

(2) 提出先 5(2)②に同じ。

(3) 提出期間 令和4年8月24日（水）から令和4年8月26日（金）までの午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

8 一般競争参加資格審査申請書の提出先（2(2)①の入札参加資格を有しない者の場合）

長崎県土木部監理課建設業指導班

住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3015

9 プロポーザルの中止

(1) 参加表明書の提出が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。

(2) 技術提案書の提出要請に対し、技術提案書を提出する者が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。

10 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) 詳細は、プロポーザル説明書による。

11 問い合わせ先
5(2)②に同じ。

12 Summary

- (1) Official in charge of the procuring entity: Kengo Oishi, Governor of Nagasaki Prefecture
- (2) Subject matter of the contract: Design of the Shin-Sasebo Police Station (tentative name)
- (3) Time-limit to express interests: 5:00 P.M. 24 Jun. 2022
- (4) Time-limit the submission of proposal: 5:00 P.M. 26 Aug. 2022
- (5) Point of Contact: Construction Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570 JAPAN
TEL 095-894-3095

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第26号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イの規定に基づく駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託に関する事務取扱規則（平成17年長崎県公安委員会規則第12号）第12条の規定に基づき、次のように公示する。

令和4年6月7日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 実施期日

- (1) 講習
令和4年7月19日（火）及び同月20日（水）の午前9時から午後5時10分までの間
- (2) 修了考査
令和4年8月3日（水）午前9時30分から午前10時30分までの間

2 実施場所

- (1) 講習
長崎県長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部3階 第2会議室
- (2) 修了考査
長崎県長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部3階 第2会議室

3 受講定員

5人

4 受講手続に関する事項

- (1) 受講申込みの受付期間
令和4年6月17日（金）から同年7月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、受講申込みの受付は先着順とし、受講定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (2) 提出書類等
ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。） 1通
イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもの） 1葉
ウ 講習手数料20,000円（受講申込みの際に長崎県収入証紙により納付すること。なお、受講申込みの受付後は、手数料は返還しない。）
- (3) 申込書の配布場所、提出先及び提出方法
ア 配布場所
長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室（所在地は5(6)参照）又は長崎県内の各警察署の交通課若しくは地域交通課
イ 提出先

前記アに同じ。

ウ 提出方法

前記(2)のアの申込書に必要事項を記載し、受講者本人が申し込むこと。ただし、郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(4) 申込み時の受講者確認

受講者本人確認のため、運転免許証又は写真付き身分証明書を持参すること。

なお、代理人が申込みを行う場合は、受講者本人の運転免許証又は写真付き身分証明書の写しを持参すること。

5 その他

(1) 講習の受付時間は、両日とも午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 修了考査の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。

(3) 修了考査の終了後、合格発表及び合格者に対する駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を行う。

(4) 法第51条の13第1項第1号ロに規定する認定の申請を希望する者は、下記(6)の問合せ先に問い合わせること。

(5) 講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(6) 問合せ先

長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

電話 095-820-0110 内線 5261～5265（平日午前9時から午後5時45分までの間）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト